

米国国務省

カンボジア人権報告書 2023年版

概要

2023年を通じて、カンボジアにおける人権状況に著しい変化はなかった。

カンボジアにおける深刻な人権問題に関する情報としては、以下に掲げる事項についての信頼できる報告が挙げられる。政府による拷問及び残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰、過酷で生命を脅かす刑務所の状況、恣意的な逮捕又は勾留、司法の独立性に関する深刻な問題、政治犯又は政治的理由により拘禁された者、他国に居住する個人に対する国境を越えた抑圧、プライバシーに対する恣意的又は違法な干渉、親族の犯罪疑惑を理由とした家族の処罰、表現の自由と報道の自由に対する深刻な制限（ジャーナリストに対する暴力の脅威、正当化されないジャーナリストの逮捕、検閲、及び表現を制限するために執行する刑事上の名誉棄損法を含む）、インターネットの自由に対する深刻な制限、平和的な集会の自由と結社の自由に対する相当な干渉、移動と居住の自由及び出国する権利に対する制限、市民が自由かつ公正な選挙を通じて自らの政権を平和的に変えることができない状況、政治参加に対する深刻かつ不当な制限、深刻な政府内汚職、国内外の人権団体に対する政府の深刻な制限及び嫌がらせ、広範囲に及ぶ性差に基づく暴力、人身売買、労働者の結社の自由に対する深刻かつ組織的な制限、最悪の形態の児童労働の存在。

政府は、人権侵害を犯した可能性がある政府職員を特定し、処罰するために必要な信頼できる措置又は対策を講じなかった。

第1節

個人の完全性の尊重

A. 恣意的な生命の剥奪及びその他の違法な又は政治的動機による殺害

2022年とは対照的に、政府又はその職員が恣意的又は違法な殺害（超法規的な殺人を含む）を犯したという報告はなかった。ただし、刑務所内では致死的な虐待の疑いを提起する死亡事件が複数発生した。

B. 失踪

政府当局又はそれに代わる機関が関わった失踪に関する報告はなかった。

タイの著名な活動家である**Wanchalearm Satsaksit**氏が2020年にカンボジアで誘拐されてから3年以上が経過した。家族や国内の人権擁護団体が絶えず嘆願しているものの、政府はその捜査の重要な最新情報を提供していない。

C. 拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰及び関連するその他の虐待

憲法はこうした慣行を禁じているが、政府職員がこうした取扱いや虐待を行っているという信頼できる報告が複数あった。

複数の非政府機関（**NGO**）の報告によると、憲兵と民間の法執行官は取調べの最中などに身体的及び精神的虐待を加えている。被害者は自身の事案に公衆の注目を集めるため、人権**NGO**を通じて活動するのではなくソーシャルメディアを抛り所とした。**[2023年]8月**、あるジャーナリストはフェイスブックを介し、警察がプノンペンで男性2人を逮捕し、麻薬使用の罪で告発したとされる事件について報じた。警察はこの男性2人を殴打し、この事件に決着をつけるためとして賄賂を要求したと言われている。

ある国内NGOは、[2023年]1月から6月にかけて政治的敵対勢力のメンバーや人権活動家を被害者とする虐待疑惑を4件記録した。このNGOの報告によると、特定の集団のメンバー、特に政治的反対派と人権活動家が勾留されている間に虐待された可能性が最も高かった。8月に麻薬使用の嫌疑で逮捕された若者はバンテイメンチエイ（**Banteay Meanchey**）州立病院に連行され、同病院で「心臓発作」を起こした後に死亡した。ある医療NGOはこの調査結果に異議を唱え、胸に残った打撲傷と口内の出血を示す写真から明らかなように被害者は虐待されたと主張した。

ある国内NGOは、[2023年]1月から6月にかけて政治的敵対勢力の支持者に対する残虐な、かつ、品位を傷つける取扱いの事案を数件記録した。

法律は警察、検察官及び裁判官に対し、当局者の虐待に関する全ての苦情を調査するよう義務付けているが、政府職員とその家族は人権侵害を犯してもその刑事責任を免責されるという特権を享受している。裁判官と検察官は、一般市民から激しい抗議があった場合あるいは政府高官が個人的な関心を持った場合に限り、また、上級役人が頻繁に干渉しているとされる事案に限り調査を実施した。虐待の事件の場合、裁判官は主に警察の報告書のみに基づいて判決を言い渡すことが多い。

刑務所及び収容施設の状況

全国の刑務所は、目に余る過密状態、身体的虐待、劣悪な衛生状態、不十分な食料、清浄水の不足、汚職のまん延などのために依然として厳しい状況にあった。

虐待的な物理的状況：目に余る過密状態は依然として問題となっていた。[2023年]7月現在、合計で1万1,000人を収容するように設計された28か所の刑務所には4万5,000人を超える受刑者が収監されていた。

複数の人権NGOの推測によると、食料や日用品が不足しているのは、受刑者や被勾留者に対し、これらの必需品をつり上げられた価格で刑務官やその他の刑務所職員から購入するよう強いるためであった。また、二、三のNGOは、一部の刑務官が高利貸しとして行動していると主張した。収監されている親族に必需品を差し入れようとする家族は、刑務官に賄賂を支払わなければならないことが多かった。ある

NGOの報告によると、およそ11か所の刑務所では、受刑者に清浄水を提供することができなかった。バンテイメンチェイ州のあるNGOは、刑務所で入浴用の清浄水がないために受刑者数人が皮膚病を発症したと報告した。全国の刑務所では、障害者を支援するための設備が十分でなかった。

大半のNGO監視団体は、政府、民間及びNGOが運営する入院更生施設の患者の多くは警察や家族によって非自発的に身柄を拘束されている又は収容されているということで意見が一致している。複数の監視団体は、厚生施設の職員が身体拘束具を用いて被収容者を管理し、過酷な運動又は労働を強制することが極めて多いと指摘している。

運営：虐待疑惑を調査するとともに、刑務所や拘禁施設の状況を監視しているという政府の主張を裏付ける証拠はほとんどなかった。

独立した監視：政府は制限を課した上で、国内外の人権団体が刑務所を視察するのを認めた。国連人権高等弁務官事務所（UN Office of the High Commissioner for Human Rights）の代表は、刑務総局（General Department of Prisons）との合意内容に従って刑務所を視察し、関心を持つ受刑者と私的な面談を行うことができたと報告した。複数のNGO、特に現地に拠点を置く団体は、地方自治体からの協力が限定的なものであるため、公判前の被勾留者と面会することは困難であったと報告している。

D. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は恣意的な逮捕及び勾留を禁止し、公判前勾留期間を最長18か月に制限している。しかし、政府はこの要件を遵守しなかった。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

法律は、警察が容疑者を現行犯で逮捕する場合を除き、逮捕する前に予審判事から令状を取得することを警察に義務付けている。また、法律は、警察が取調べを容易にするため、容疑者を起訴又は釈放しなければならない前に、週末及び政府休

日を除き、容疑者の身柄を最長**48時間**拘束することを認めている。法律に規定する例外的な状況の重罪の場合、警察は検察官の許可を得た上で、容疑者を更に**24時間**拘束することができる。それでも、当局は容疑者を起訴する前に、容疑者を長期間にわたって勾留するのが常であった。

保釈制度はあるが、受刑者の多く、特に法定弁護人が付いていない受刑者は保釈を求める機会が全くなかった。政治的にデリケートな事件の場合、当局は日常的に保釈を拒否したため、公判前勾留が長期化する原因となった。

当局は被勾留者に法定弁護人を付けないままにすることがあった。

恣意的な逮捕：[2023年]10月、ある国内人権**NGO**は、政治活動家**28人**、自身の土地を収用された**11人**及び労働組合員**1人**、合計**40人**に対する恣意的な逮捕の事案を記録した。別の国内**NGO**は、違法逮捕**2件**と違法勾留**5件**を記録した。複数の人権**NGO**の推定によると、実際に行われた恣意的な逮捕と勾留の件数はこれよりも遥かに多いが、被害者やその家族は報復を恐れて事件を届け出ないことを選択した。

政府は政治的反対派勢力の指導者とその支持者、労働及び環境活動家、及び政治的に見て好ましくないとみなされる論評を加える人々を相手に刑事訴訟を提起するため、法律を利用して個人を「扇動の」罪で恣意的に起訴し続けた。法律は「重罪を犯す又は社会の安定をかく乱するための直接的な扇動行為」（平和的な政治演説や反対意見を抑圧し、処罰する目的で一般的に用いられる漠然とした表現）を犯罪としている。

公判前の勾留：公判前の長期にわたる勾留は一般的であり、場合によっては、容疑がかけられている犯罪に科される最低刑期よりも長かった。政府職員の説明によると、勾留の長期化は裁判所制度の限られた能力の結果であることが極めて多かった。また、組織的な遅延に加え、保釈の拒否も過度な公判前勾留の一因となっていた。例えば、「扇動」罪の場合、被勾留者が保釈を認められることは稀であった。諸報告によると、国内の「扇動」罪容疑者の大半は、自身の裁判が結審するまで公判前勾留されており、その期間は**6か月**という法定刑期の下限をほぼ必ず越えていた。

E. 公正な公判の否定

憲法は独立した司法を規定しているが、政府は司法の独立性と不偏性を尊重しなかった。裁判所の判決は政治的影響を受けることが多かった。最高裁判所長官を含む全階層の司法官は同時に、与党のカンボジア人民党（**Cambodian People's Party : CPP**）内で要職に就いていた。監視団体は、**CPP**と強いつながりがある又は政府高官と個人的な関係を有する人々のみが司法官に任命されると判断している。裁判官、検察官及び裁判所職員の間で汚職がまん延していた。司法部門は非効率的であり、適正な手続又は公正な公判を保証することができなかった。特に政府によって**2017**年に解散させられたカンボジア救国党（**Cambodian National Rescue Party**）の元党员が関わる事案においては、裁判の結果があらかじめ決定されているように見受けられることもあった。

裁判の遅延や汚職の慣行のために、被告人は訴追を免れることが多かった。裁判所職員は自らの金銭的利益につながる可能性のある事件に重点を置いていると複数の**NGO**は考えている。広く疑われているところによれば、裕福又は有力な被告人（治安部隊の隊員を含む）は、刑事訴訟を取り下げてもらうために被害者や当局に金銭を支払う場合が多い。これらの疑惑は、**NGO**の報告書、あるいは裕福な被疑者が逮捕されるという注目度の高い出来事がメディアで報じられた後で（その事件の裁判手続又は評決に関して追加報道がなされないまま）、当の本人が自由な身となって公の場に姿を見せるといった事案によって裏付けられている。当局は被害者やその家族に対し、刑事訴訟を取り下げる又は証人として出廷しない見返りとして損害賠償金を受け入れるよう促すことがあった。

裁判手続

法律は公正な公開裁判を受ける権利を規定しているが、司法部門は概してこの権利を執行しなかった。

裁判が被告人の無罪を推定するような方法で行われることはほとんどなかった。また、被告人にその罪状を直ちに伝えなければならないと法律で定められているが、そうでない場合が多かった。裁判は常に公開されるとは限らず、常に公衆に知られるわけでもなかった。被告人は自らの裁判に出廷する権利を有しているものの、法

律は欠席裁判を認めている。裁判所は被告人側弁護士がいないまま被告人欠席で有罪判決を下す時もあった。弁護士を求める権利は執行されないことが多かった。重犯罪事件の場合、被告人が弁護士を雇う余裕がなければ法律は無償で法定弁護人を提供するように裁判所に義務付けている。しかしながら、司法部門が常に法定弁護人を提供できるとは限らなかったため、被告人の大半は**NGO**や無料奉仕の弁護人に支援を求めるか、「自らの意志によって」法定弁護人を付けずに裁判手続を進めた。重犯罪事件で必要な被告人弁護士がいない場合、裁判所は被告人が法定代理人を確保できるようになるまで休廷するのが通常であった。このプロセスには数か月を要することが多かった。裁判は一般に形式的であり、幅広い反対尋問は通常行われなかった。複数の**NGO**の報告によると、多くの場合、証人及び被告人の宣誓供述書が裁判に提出される唯一の証拠となっている。

一部の事案において、当局は殴打や脅迫によって自白を強要するか、被告人にその内容を告げずに自白書への署名を強制すると言われている。裁判所は、法律で禁じられているにもかかわらず、強制的な自白を証拠として受け入れている。

法律は被告人が控訴することを認めているが、控訴裁判所の判事に裁判を開くことを義務付けてはいないため、結果としてこの控訴裁判はかなり遅延することが多かった。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

[2023年]10月現在、ある国内人権**NGO**は政治犯及び政治的理由により拘禁された者を28人記録しているが、このうちおよそ15人は1月から拘禁されたままである。

F. 国境を越えた抑圧

政府が国境を越えた抑圧に関わったという信頼できる報告が複数あった。

超法規的殺害、誘拐、強制帰還又はその他の暴力若しくは暴力の脅威：過去数年間とは異なり、カンボジア政府が他国で個人に対し暴力又は暴力の脅しを用いたという信頼できる訴えはなかった。

脅迫、嫌がらせ、監視及び強制：カンボジア政府が他国に居住する個人に対して脅迫や嫌がらせを加え、恣意的な監視を行ったという報告が複数あった。[2023年]4月、当時のフン・セン（**Hun Sen**）首相は、著名な野党議員の親族を軍隊内で就いていた職位から降ろすと脅した。フランスに亡命しているこの野党議員は人気の高いオンライン番組の司会をしており、同番組ではカンボジア政府の高官を批判することが多かった。

移動を制御するための取組：政府は報復措置の一形態として、政府批判者と野党指導者の身分証明書を失効させることにより、こうした人々がカンボジアに帰還したり、他国へ移動したりするのを妨げたという報告が複数あった。

二国間圧力：政府は特定の個人を対象としてカンボジアへの送還又は本人にとって不利益となる他の措置を求めるため、地域諸国へ圧力をかけたという信頼できる報告が複数あった。2023年を通じて、当時のフン・セン首相を含む政府高官は数度にわたって近隣諸国に対し、亡命している野党職員が当該国へ渡航するようなことがあれば、逮捕し、本国送還させるよう公然と要請した。7月7日、カンボジアの野党青年活動家がタイの国連難民高等弁務官事務所（**Office of the UN High Commissioner for Refugees : UNHCR**）に赴く途中、タイ警察は彼をバンコックで逮捕した。伝えられるところによると、この活動家は逮捕を逃れるため、同月初めにタイへ逃亡していた。彼がカンボジアを出国する前、政府は彼を説得して与党の**CPP**に鞍替えさせようとしたが、彼が拒否したために彼の逮捕令状を発出したと言われている。

G. 財産の押収及び返還

法律は、2001年より前の5年間にわたって私有地又は国有地（公有地を除く）を平和的に占有していた又は国有建造物に居住していた者は誰でも、当該不動産の確定的な所有権を申請する権利を有すると定めている。しかしながら、大半の市民は正式な所有権を取得するための知識と手段を欠いていた。

2023年初め、野党「キャンドルライト党（**Candlelight Party : CLP**）」の首席顧問であるコン・コーム（**Kong Korm**）氏は、その所有権を持っていると伝えられていたにもかかわらず、40年間居住していた彼の自宅を政府に返還することを余儀なく

された。訴訟事件での**CPP**の証言によると、コーム氏は**CPP**の淵源について「社会不安を扇動しようとする悪意」を示した論評を加えたとされた後、当時のフン・セン首相と**CPP**から怒りを買った。フン・セン首相が当該不動産は外務省（**Ministry of Foreign Affairs**）に属していると発言した後、同省は汚職対策課（**Anti-Corruption Unit**）に苦情を申し立てるとともに、コーム氏を相手として民事訴訟を提起した。外務省は、コーム氏が**1980**年代に外務大臣として在職していた期間中、同省に属している土地に家屋を違法に建築したと訴えた。コーム氏は自宅から退去しなければ更なる「処罰」を科すと脅された結果、およそ**2,000**万ドルの価値がある土地を政府に譲渡することになった。土地の譲渡後、訴訟は全て取り下げられた。

州及び郡の土地管理局は依然として**2001**年以前の土地登録手続（正確な土地測量に基づいていない）に従っており、一般公衆の意見を聴取する機会を与えなかった。明確な所有権がない中で土地投機が行われたため、全ての州で紛争が勃発し、貧しい農村地域社会と国内外の不動産投機家との間で緊張が高まっている。一部の都市コミュニティの住民は、商業的な開発プロジェクトのために補償金が出ない強制退去を迫られている。

係争地の住民は所有権と権原に対して強固な法的主張を行っているが、当局は引き続きそれらの住民を強制退去させている。一部の者は貧困者や社会的弱者を威嚇して彼らの土地を市場価格以下で売却させるため、訴訟を提起する又は明け渡しを要求するという脅しの手法を用いた。

H. プライバシー、家族、家庭又は通信に関する恣意的な又は違法な干渉

法律はこのような行動を禁じているが、政府はこれらの禁止規定を尊重しなかったという報告が複数あった。複数の**NGO**の報告によると、居宅と通信のプライバシーを定め、違法な搜索を禁じる法律に反して、警察は日常的に令状なしで搜索及び押収を行っている。また、政府は引き続き野党幹部や市民社会活動団体指導者の私的な通信や録音した電話会話を政府寄りの報道機関に漏らしたと言われている。

政府は情報提供者制度も採用しており、一部の事例においては、親族が犯したとされる罪でその家族を処罰し、又は処罰すると言って脅したと伝えられている。

第2節

市民の自由の尊重

A. 報道その他のメディア関係者などの表現の自由

憲法は、報道その他のメディア関係者などを対象者として表現の自由を定めているが、政府は概してこの権利を尊重しなかった。政府は独立系報道機関やその他の反対意見表明者などによる自由な表現を大きく制限した。個人と機関の多くは、特にソーシャルメディア上で広範な自己検閲を行っていると報告した。

表現の自由：憲法は言論の自由を定めているが、治安を損なうとみなされる言論は全て罰している。また、刑法は名誉棄損と不敬（*lese-majeste*：国王に対する侮辱）を犯罪としている。選挙法は市民社会団体に対し、政治運動中は「中立」を保つことを義務付けるとともに、市民社会団体が報道で政党を「侮辱する」ことを禁じている。

政府は政治的な動機に基づく偽情報や軽微な「扇動」の罪で数人の市民を逮捕し、起訴した。[2023年]9月、バンテイメンチェイ州当局は新政党を登録するために支援を求めていたキャンドルライト党の活動家6人を逮捕し、扇動の罪で起訴した。キャンドルライト党によると、この6人は与党への鞍替えを拒否した後で逮捕された。

政府は学問の自由と学校や大学における政治討論を制限した。学者は政治家又は政府関係者の感情を害するのを恐れて政治的にデリケートな主題を教える際には注意を払った。

暴力及び嫌がらせ：ジャーナリストや記者に対する脅迫と暴力は一般的に行なわれていた。

[2023年]1月から3月にかけて、カンボジア独立メディアセンター（Cambodian Center for Independent Media）とカンボジアジャーナリスト協会連合会（Cambodian Journalists Alliance Association）は、ジャーナリストに対する嫌が

らせの事案を8件記録した。存続していた少数の独立系メディア支局の1社である「ボイス・オブ・デモクラシー（Voice of Democracy : VOD）」が2月に閉鎖されたが、その前後の時点で、VODの契約ジャーナリストはCPPの支持者から特にオンラインで嫌がらせを受ける事案が増加していると報じた。ある事例では、VODの女性記者が論議を呼ぶ記事を公表した後で、女性蔑視の言語やソーシャルメディアの卑猥な投稿を通じて嫌がらせを受けた。

オンライン・メディアを含む出版その他のメディア関係者を対象とした検閲又は報道内容の制限：政府、軍及び与党は新聞と放送メディアの大半を所有し又はその他の方法で影響力を行使している。ニュースに関して相応の独立性が確保された情報源はほとんどなかった。法律は検閲を禁じており、正式な検閲制度は存在しないものの、政府はその他の手段を利用して、とりわけ、政府又はCPPが直接管理していないジャーナリストやメディア支局を対象に許可及び免許を統制することを通じて、メディアを検閲している。民間の報道機関は、一つには政府による報復を恐れて、自己検閲を行っていることを認めた。記者らは、新聞の編集者から政府から怒りを買うような話題を記事にしないように言われたと主張し、ジャーナリストを被告人とする最近の刑事事件が萎縮効果をもたらしていることに起因して自己検閲を行っていると報告した。

政府は、意図的に公衆を誤った方向に導いているとしてボイス・オブ・デモクラシー（VOD）を非難した後、[2023年]2月にVODの事業免許を取り消した。この非難は、フン・セン首相の長男であるフン・マネット（Hun Manet）氏が地震のあったトルコに支援金10万ドルを拠出する件を父親のフン・セン首相に代わって承認したとVODが報じた後で行われた。この記事を書いた記者は、政府報道官の発言を同記事に直接引用したにもかかわらず、報復を恐れて国外へ脱出した。

中傷/名誉棄損法：法律は、君主の名誉を毀損する文書又は口頭での表現を犯罪（不敬罪）としており、出版社及び編集者が国王、政府指導者又は公的機関を侮辱若しくは名誉棄損する記事を広めることを禁じている。政府はこの法律を用いて、政府がデリケートな問題又はその利益に反する問題とみなすテーマに関する公の場の議論を制限している。不敬法は恣意的に適用されており、当局は政府にとって不利な見解を表明する人々を逮捕するために同法を利用する場合が多かった。[2023年]3

月、野党の元党员であるYim Sinorn氏とHun Kosal氏を逮捕し、国王を嘲笑した罪で2人を告発した。両人は公式の謝罪をしてから数週間後に釈放された。その後、彼らは与党のCPPに鞍替えした。7月22日、コンポンスプー（Kampong Speu）州当局はオンライン報道支局「*Neak Mirl Phlov*」の記者Svay Sophat氏（48歳）を逮捕し、国王を侮辱した罪で彼を告発した。

国家安全保障：政府は引き続き「国家安全保障」上の懸念を引き合いに出して政府の政策及び政府職員を批判する人々の活動を制限し、そうした人々を起訴することを正当化している。[2023年]10月、キャンドルライト党の幹部職員はフェイスブックに当時のフン・セン首相とベトナムとの関係についてコメントした記事をフェイスブックに投稿した罪で懲役3年の刑を宣告された。検察官は、この投稿記事が他の人々を扇動して結集させ、ベトナム・カンボジア友好記念碑を破壊させる可能性があったという理論を展開した。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は遮断したほか、オンラインのコンテンツを検閲した。また、政府機関がオンラインでの通信を監視しているという信ぴょう性の高い報告が複数あった。

法律は、個人間でやり取りされる全ての電話会話、テキスト・メッセージ、電子メール、ソーシャルメディア活動及び通信を本人たちの同意又は令状なしに監視する法的権限を政府に与えている。こうしたやり取りの中で、政府が国家安全保障の定義に違反するとみなす意見を表明した者は誰でも、15年以下の懲役刑が科される可能性がある。政府職員が政治的反対派集団の私的なオンライン会合を妨害するためにコンピュータを「クラッシュ（異常終了）させている」という報告が数件あった。

政府は、「国防、国家安全保障、他国との関係、経済、社会秩序、差別又は国の文化若しくは伝統を損なう[可能性がある]社会の混乱」を招く情報を公表するソーシャルメディアのページ又はウェブサイト을 全て閉鎖する権限を有している。ボイス・オブ・アメリカ（Voice of America）によると、[2023年]7月23日に行われる選挙

の1週間前に、政府は少なくとも独立系報道機関3社が保有する9個のソーシャルメディア・アカウントに対するアクセスをブロック（遮断）した。

閣僚評議会（**Council of Ministers**）の報道・緊急対応課（**Press and Quick Reaction Unit**）内に設置された「サイバー戦争チーム」は、報道機関やソーシャルメディアが提供する「誤った」情報を監視し、無効にした。

B. 平和的な集会及び結社の自由

政府は、平和的な集会及び結社の自由を制限している。

平和的な集会の自由

憲法は平和的な集会の自由を定めているが、政府は特に労働活動家、野党支持者及び土地を奪われた人々に関して、この権利を制限している。

法律は抗議、行進又はデモを行うに際して事前の届出を義務付けているが、当局がこの要件を一貫して執行しているとは限らなかった。ある条項は大半の平和的なデモに関して5日前の届出を義務付けているが、別の条項は私有地で開く即席の集会又は所定の開催場所での抗議活動に関して12時間前の届出を義務付けるとともに、そのような集会の参加人数を200人に制限している。特にプノンペンの場合、下位レベルの政府職員は中央政府が集会を特に許可しない限り、概して集会の開催に関する要請を拒否した。あらゆる階層の政府は与党に批判的な団体に許可を与えるのを拒否するのが通例であった。当局は拒否する理由として、社会の安定及び公共の安寧の必要性（これらの用語は法律で定義されないままとなっているため、様々な解釈が可能となっている）を挙げている。[2023年]5月、野党のCLPは同党の活動が禁止される可能性に抗議するため、1万人の支持者を動員すると発表した。その後、政府高官らが結集しようとするれば収監すると言って同党員を脅したため、同党は集会の開催を取り止めた。

協会その他のNGOが人権関連のイベントや会合の開催を企画しようとした際、地方自治体が必要な許可証の発行を拒否するなどして政府がそれらの企画を阻止したと

いう報告が複数あった。政府当局は、政府に敵対的であるとみなされる会合や研修プログラムを散会させるために法律を引き合いに出すこともあった。

こうした制限措置が講じられたのにもかかわらず、例えば土地の収用に反対して、あるいは労働紛争において、また、政治犯の釈放を求めて、公衆の抗議行動が許可を得ないまま何度か行われた。過去数年間においては、無許可のデモが行われた際、当局は直ちに行動し、武力を用いて参加者を追い散らそうとする傾向があったが、**2023**年を通じてそのような事件は報告されていない。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めているが、政府は特に政治的な反対意見に関わっている可能性があると考えた団体を標的にして、結社の自由に対する権利を制限した。法律は全ての協会その他の**NGO**に対し、登録と政治的な中立性の維持を義務付けているが、この義務が結社の権利とこうした団体の表現の自由を制限した。**NGO**と労働組合に課される制限については、第**5**節と第**7**節をそれぞれ参照されたい。政治結社に関する制限については、第**3**節を参照されたい。

幾つかの法律には「平和、安定及び公共の秩序を危険にさらす」おそれのある、又は「国家安全保障、挙国一致、カンボジア社会の伝統と文化」を損なうおそれのある全ての活動を禁じる条項があるが、これらは曖昧な文言であるため、結社の権利が恣意的に、また、政治的動機によって制限される危険性が高い状況を生み出している。批評家によると、結社及び労働組合に関する法律は、透明性と行政上の予防措置のいずれも欠く極めて官僚的な多段階登録手続を定めることによって、登録しようとする団体に対して政治的観点から異議を唱える権限を強化している。諸活動及び財務の報告（成功した全ての資金調達提案書、金融又は助成契約及び銀行口座の開示を含む）に関する法律もまた、当局者が団体の活動を制限する又は団体を閉鎖することを可能にするような煩雑な義務を課している。幾つかの**NGO**と組合は、警察が団体の活動を注意深く監視し、集会や講習会を観察する制服又は私服の警察官を送り込むことで参加者を威嚇したと苦情を訴えている。ある国内**NGO**の報告によると、**[2023年]**7月現在、当局が私的な集会を厳重に監視した事案が**60**件あった。

C. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>）を参照。

D. 移動の自由及び出国の権利

法律は国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由を定めており、政府は概してこれらの権利を尊重した。政府は出入国管理制度内で、政治活動への参加を禁止された野党政治家（その多くはカンボジア救国党を解散するという**2017**年の裁判所の判決に基づいている）を対象とした警戒態勢を維持しているため、地上国境の検問所及び空港を経由する国外への自由な移動が遅延し、あるいは禁止される事態となっている。

E. 難民の保護

政府は**UNHCR**その他の人道機関と協力して、難民、帰還難民、庇護希望者及びその他の支援対象者に保護と支援を提供した。

庇護へのアクセス：法律は庇護又は難民の地位の付与について定めており、国内には難民に保護を与えるための制度があった。しかしながら、この制度は全ての難民及び庇護希望者にとって同等に利用しやすいものとはなっておらず、透明性もなかった。文書なしで入国しているか、査証の期限が切れて不法滞在している庇護希望者は、強制送還されやすかった。政府は難民に対して在留資格又は在留者手帳を与えておらず難民カードのみを交付している。このカードは一般には認識されておらず、難民が法的に利用する権利がある雇用、住宅、銀行サービス及びその他の便益に対するアクセスを提供しなかった。

一時的な保護：**2022**年に政府はアフガニスタン人の庇護希望者**199**人に一時的な保護を与えた。移民総局（**General Department of Immigration**）によると、**[2023年]8月**現在で**56**人（カンボジアで出生した子どもを含む）が国内にとどまっており、**143**人が第三国へ移住していた。また、この集団の中から**2**人がアフガニスタン

へ帰還した。

F. 国内避難民の状況及び取扱い

該当せず。

G. 無国籍者

カンボジアには、事実上無国籍である居住民がいる。無国籍者に関する公式統計は入手できなかった。政府の移民局（Immigration Office）は、2014年に7万5,000人のベトナム系住民がその法律文書を無効にされたと報告した。2021年カンボジア社会経済調査（Cambodia Socio-Economic Survey）の報告によると、カンボジアには4万7,252人の無国籍ベトナム系住民が居住していた。2022年12月、カンポン・チュナン（Kampong Chhnang）州当局は520家族（その大半は長期にわたって同地域に住んでいるベトナム系住民）が暮らすハウスボート（水上家屋）を取り壊し、15マイルほど離れた地へ転居させた。政府は無国籍者にカンボジア国籍を取得又は申請する機会を与える法律若しくは政策を事実上執行しなかった。あるNGOによると、国籍を証明する書類がない個人は正式雇用、教育、婚姻登録若しくは裁判所を利用することができず、土地を所有する権利も有していないことが多かった。

第3節

政治的プロセスに参画する自由

憲法は普遍的かつ平等な参政権に基づき、無記名投票で定期的に行なわれる自由かつ公正な選挙を通じて自らの政府を選択する能力を市民に与えているが、実際のところそのような能力は存在していなかった。法律により、政府は政党を解散し、また、個人が政党の指導的地位に就くことや政治生活を送るのをより広範に禁じることができた。また、法律は、政党が犯罪で有罪判決を受けた者の録音、視覚又は書面資料を使用することも禁じている。選挙委員会（National Election Committee）の行動規範に基づき、ジャーナリストは「選挙プロセスを妨げ」、投票所内で投票者にインタビューし、あるいは「政治的安定性」に影響を及ぼし得る

若しくは公衆が選挙に対する信頼性を喪失させる原因となり得るニュースを公表した場合、罰金を科される可能性があった。

選挙及び政治参加

最近の選挙における権限濫用又は不正行為：直近の国政選挙は[2023年]7月23日に行われた。最大野党のCLPはこの選挙戦への参加を禁止された。国内外のNGOと多くの外国政府は、CLPの資格剥奪、野党政治家と投票者に対する広範な嫌がらせと威嚇、独立系報道機関を締め出すために講じた措置などを例に挙げて、選挙が自由でもなければ公正でもないと判断した。

CLPは登録の際に提出書類の不備があったとして[2023年]5月に選挙に参加する資格を剥奪された。監視団体の評価によると、CLPの参加禁止は与党CPPが地滑りの勝利を確保することを目的としていた。

NGOと監視団体は、選挙運動期間中にコミュニケーション又は村落の首長らが投票者に対して加えた嫌がらせを含め、様々な不正行為を報告した。

選挙のボイコット又は投票の無効化（棄権や白票を投じるなど）を求める海外の野党指導者からの呼び掛けに対応して、政府は投票が行われる数週間前に選挙法を改正して、選挙プロセスを妨害した罪で有罪判決を受けた者に重い罰金を科すとともに、投票を棄権した全ての者を対象として将来の選挙で立候補することを禁じた。国内メディアの報道によると、投票を無効にするよう投票者を扇動した罪で少なくとも38人の野党党员及び活動家が有罪判決を受けた。このうち、当局は野党指導者のサム・ランシー（Sam Rainsy）氏を含む21人について、今後少なくとも20年間公職に就くことを禁じた。

選挙当日、数十人の野党支持者がソーシャルメディア上で無効票の写真を共有した。このうち、[2023年]10月現在で少なくとも5人が逮捕されたと伝えられている。この5人が今もなお勾留されているかどうかは不明である。

選挙運動法は選挙に参加する各党を平等に報じるよう報道機関に義務付けている

が、選挙運動期間中に同法は執行されなかった。報道機関（その大半は政府が所有又は統制している）は**CPP**を他の政党よりも遥かに大きく取り上げている。独立系メディアが特に弱い農村地域の場合、これは**CPP**にかなりの恩恵をもたらした。

野党の党员や支持者に対する威嚇は、身体に対する攻撃という形態を取った。野党支持者に対する暴力としては、公の場での身体的暴行やオートバイを運転中の人々に対する攻撃があった。

国家選挙委員会（**National Election Committee**）は今回の選挙に関して史上最多となる国内外の選挙監視団を登録したと主張しているが、この圧倒的多数は、当時のフン・セン首相の一番下の息子であるフン・マニー（**Hun Many**）が率いるカンボジア青年連盟団体（**Union of Youth Federation of Cambodia**）が派遣した監視員であると複数の**NGO**は評価している。ある国内選挙監視団体は、**CLP**が選挙参加を禁止されたことを理由にその監視員の数を減らした。この監視団体が複数の州に置いている代表者らの報告によると、**CPP**の国内職員はこの代表者らが地元の監視員を採用しようとした際、威嚇し、嫌がらせを加えた。親政府系メディアは以前の選挙を監視した独立系**NGO**の指導者を標的にした。政府は彼らを「色の革命（民主化運動）に携わっている」として非難している。

投票が締め切られた後、開票は非公開で頻繁に行われた。

政党及び政治参加：独立系政党は、上述したような様々な権限濫用行為に悩まされた。これらの行為が大きな要因となって、**CPP**は政治権力を事実上独占した。7月の選挙への**CLP**の参加資格を剥奪した措置は、主要な野党とその党员に対して長年にわたり展開してきた運動の戦法であった。

野党の指導者に**CPP**へ加入するよう強制する行為は長期にわたる戦術であり、7月23日の総選挙の前には与党**CPP**への鞍替えが急増した。鞍替えした人々の大半は、訴訟を提起すると脅されたか人目を引く官職で誘惑されたと伝えられている。**CPP**に参加しなかった人々は、国内にとどまった場合、経済的破綻に直面するか、収監される事態に陥った。

[2023年]3月、野党指導者のケム・ソカー（Kem Sokha）氏は、5年以上に及んだ裁判の後に、「外国勢力」と結託して政府を転覆させようとしたという捏造された国家反逆罪で懲役27年の刑を宣告された。

国内選挙に重点を置くNGOによると、野党はCPPと対等には戦えなかった。CPPは抑圧的な措置を積極的に講じたほか、選挙運動を支援するために国家資源を利用したからである。例えば、国内メディアは、教育施設内での政党の活動を禁止する法律に反して、教師や学生はCPPの選挙運動に参加するよう要請されたと報じている。

女性及び周縁化された又は脆弱な集団に属する人々の参加：いかなる法律も、女性及び周縁化された又は脆弱な集団に属する人々が政治プロセスに参加することを制限していない。しかし、女性向けの伝統的な行動規範であるチバップ・スレイ（Chbab Srey）や概して低い女性の教育レベル、家族や家庭における女性の義務が組み合わさって政治や政府内における女性の役割を制限している。少数民族は市民教育をそれほど受けず、政治における参加率も低い傾向があった。

女性は2022年に選出されたコミューン首長総数の10パーセントを若干上回る比率を占めており、2017年のコミューン首長選挙時点における女性の比率より若干増加した。[2023年]8月、クオン・スダリー（Khuon Sudary）氏は女性初の国民議会議長となった。新政権は男性が圧倒的比率を占めており、内閣で大臣職に就いている女性はわずか3人であった。女性は7月に選出された国民議会議員125人の10パーセントを占めているにすぎない。

第4節 政府内の汚職

法律は公務員の汚職に対して刑罰を定めているが、政府はこの法律を事実上執行しなかった。政府の汚職に関しては多数の報告があった。ソー・ケン（Sar Kheng）副首相は2022年12月、建設会社と結託して道路建設費用を水増しし、およそ100万ドルを吸い上げるなど大規模な汚職に染まっているとして公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport）を公然と非難した。

汚職：汚職は社会や政府全体にまん延していた。警察、検察官、捜査判事及び裁判長は合法的企業及び違法企業のオーナーから賄賂を受け取っているという報告が複数あった。汚職対策課の捜査内容に関する情報は一般に公表されていないが、同課の[2023年]2月の捜査を受け、コンポンスプー州Baseth郡長は395エーカーの国有地を違法に売却したとして同州当局により解任された。

下級公務員の間では安い給料が「生存のための汚職」の原因となっている一方、罪を犯しても刑事免責される風土が上級公務員の間で汚職が広まる要因となっている。汚職容疑を届け出た又は汚職容疑に異議を唱えた人々が刑事責任を問われることもあった。汚職の被害者は支援と政府の介入を求めるためにソーシャルメディアを利用した。[2023年]5月、ある動画がフェイスブックに投稿され、バタンバン（Battambang）州のある警察官が合計で9万ドル以上の金額と引き換えに官職を約束することによって11人から金銭をだまし取ったと訴えた。一般市民からの激しい抗議があったものの、10月現在で汚職対策課がこの警察官に対して措置を講じた兆候は全くなかった。

国内の汚職に関する追加情報については、米国国務省のカンボジアに関する「投資環境報告書（Investment Climate Statement）」と金融犯罪に関する情報を含む同省の「国際麻薬取締り戦略報告書（International Narcotics Control Strategy Report）」を参照されたい。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」には、政府関係者による汚職が絡んでいるとされる犯罪活動に関する情報が含まれている。

第5節

国内における人権侵害の疑いに関して国際組織及び非政府組織が実施する調査に対する政府の姿勢

国内外の**NGO**が人権の状況に関して実施する調査に政府が協力しなかったという報告が多数あった。政府関係者が調査担当者を威嚇した場合もあった。

国内には人権に焦点を絞って活動する**NGO**がおよそ**25**団体あるほか、人権に相応の重点を置いて活動する**NGO**が**100**団体あった。二三の**NGO**が人権侵害について調査した。

政府系人権団体：政府系人権団体は、上院及び国民議会にそれぞれ設置された人権保護・苦情受理（**Protection of Human Rights and Reception of Complaints**）委員会と内閣に直属するカンボジア人権委員会（**Cambodian Human Rights Committee**）の3つである。カンボジア人権委員会は普遍的定期審査（**Universal Periodic Review**）など国際的な人権検証プロセスに関して政府報告書を提出し、国際機関及び政府機関が作成した報告書の内容に対応するが、独立した人権調査は実施していない。人権**NGO**は、政府系委員会の有効性が限定的であると考えており、市民社会や反対派に対する政府の取締りを正当化する発言を行う役割を担っているとして政府系委員会を批判している。

1975～1979年に行われた大量虐殺などの残虐行為に最も大きく関与した元クメール・ルージュ（**Khmer Rouge**）政権の指導者らを捜査し、起訴するために設置されたカンボジア特別法廷（**Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia**）の審理事案が**2022**年に結審した。同法廷は引き続き、関係審判所の閉鎖、刑の執行及び受刑者の監視を監督するための残留メカニズムとして機能している。同法廷内に設置され、被害者や証人を保護する責任を担う被害者支援課（**Victim Support Section**）は引き続き、民事裁判の当事者である被害者と関わりながら、補償金の支

払状況を監視している。

第6節

差別及び社会的虐待

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律は、強姦（男性に対するものを含む）、配偶者及び同棲相手又は親密パートナーへの強姦、及び一部の事例ではドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）を犯罪としている。強姦には、5年以上30年以下の懲役刑が科される。

強姦とドメスティック・バイオレンスは深刻な問題となっており、その届出件数は司法制度と警察に対する信頼感の欠如、加害者による報復への恐怖、社会的汚名、差別などを理由に実際よりも少なかった。

情報省（Ministry of Information）及び女性問題省（Ministry of Women's Affairs）は、性差に基づく暴力に関して報道するメディアを対象にした行動規範を施行した。同規範は、被害者を特定できる情報、被害者の写真、女性の死亡又は負傷に関する写真、裸体の描写及び女性にとって侮蔑的又は差別的だとみなされる言葉の使用を禁じている。

警察その他の政府機関はドメスティック・バイオレンスを容認する場合が多く、ドメスティック・バイオレンス、特に正妻が夫の愛人に対して犯す暴力に関して、政府がドメスティック・バイオレンス法を執行することは稀であった。複数のNGOの報告によると、当局は家庭内紛争への対応や関与を避ける場合が極めて多かった。

[2023年]2月、ある男性の正妻が家族の支援を受けてその夫の愛人だとされる女性を打ちのめし、衣服を無理やり脱がせ、その殴打の場면을撮影した動画をフェイスブックに投稿した。女性問題省はその行動を非難したが、加害者らに対して法的措置を講じることはなかった。

性差に基づく他の形態の暴力又は嫌がらせ：学術研究と国連職員によると、寡婦に対する社会的差別は寡夫に対するものよりも遥かに厳しかった。**2023年**を通じてダウリー（結婚持参金）に関係する死亡事件が発生した。職場内などで起きる女性への性的嫌がらせも依然として問題であった。ある国連報告書によると、性的嫌がらせ禁止法は広範かつ曖昧であり、執行状況も不十分であった。

差別：法律（家族、宗教、結婚、相続、雇用及び法律に関する各法律を含む）は、女性に男性と同じ法的地位及び権利を与えている。しかしながら、政府は法律を事実上執行しなかった。公共・民間両部門で女性は概して男性よりも劣った役割を担い、男性よりも低い賃金しか受け取っていない。国連開発計画（**United Nations Development Program**）が**2021年**に実施した調査により、カンボジア国内では性別による賃金格差が根強く残っており、同一業務に関して女性は男性より**19パーセント**も低い収入しか得ていないことが明らかになった。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）：政府当局側からは、強制中絶又は非自発的不妊手術に関する報告がなかった。

女性の避妊具利用は、情報を入手する機会の欠如、金融面での障壁、資金源の欠如、副作用に対する恐怖などによって制限された。複数の**NGO**の報告によると、性交経験のある未婚女性は恥ずかしさや気後れのため、医療施設や診療所、薬局で避妊具を求められない場合が多かった。

政府は性的暴行の被害者に対し、性と生殖に関する医療サービスを提供しており、このサービスの一環として緊急避妊も利用することができた。しかし、政府は暴露後予防を提供しなかった。国営の診療所は職員が慢性的に不足しており、設備も粗末であるため、性的暴行の被害者や一般公衆は利用できるのであれば**NGO**の診療所の方を好んでいるという報告が複数あった。ある**NGO**の報告によると、政府系医療施設の職員は、**NGO**の代表者が同施設に居合わせた場合、より敏感に性的暴行の被害者に対応した。

カンボジア国勢調査（**Cambodian Demographic and Health Survey**）によると、**2021年**の妊産婦死亡率は生児出生**10万人**当たり**154人**であった。高い妊産婦死亡率

に影響している主な要因として、適正な医療施設、医薬品及び熟練助産師の不足が挙げられる。

人種又は民族に対する組織的暴力及び差別

憲法は法の前の平等を定め、「特定の民族性、国籍、人種又は宗教への所属」を理由とする差別と暴力を犯罪としている。

専門家らの話によると、カンボジア国内では中華人民共和国（PRC）の国民に対する否定的な態度が広まっている。これは、一つにはがPRC系住民が特にシアヌークビル（Sihanoukville）市における犯罪行為と結び付いていることが原因である。新聞は、PRC系の住民と会社経営者が（大半は仲間内のPRC国籍者に対して）犯した罪（殺人、銃撃、武装強盗、ギャング（犯罪組織）暴力、誘拐、人身売買、強要、偽造、ポルノ、飲酒運転、麻薬所持など）の話を報じている。

ベトナム民族系住民に対して差別が行われたという報告が複数あった。この中には、政府がハウスボートを取り壊し、その居住者を強制的に立ち退かせた事件が含まれていた。このハウスボートの多くはベトナム民族系漁民が所有していたものだった。

少数民族集団と共に働くNGOの代表は、民族系少数派に属する人々に対する雇用差別が依然として問題であると語った。

先住民

農村開発省（Ministry of Rural Development）によると、国内には24の先住民集団があった。現地のNGOの推定によると、先住民の数は総人口のおよそ1パーセントである。先住コミュニティは引き続き土地の収用、社会的差別及び経済的苦難に直面していると報告した。当局は、先住民集団が集まって地方自治体の行政官に対して懸念を提起した場合、そうした先住民集団を政治的対立者として扱ったと伝えられている。

法律は先住コミュニティによる集団的な土地所有を認めていたものの、先住民又は先住コミュニティが土地に対して有する権利は事実上尊重も保護もされなかった。

政府は腰が重く、そのような土地に関して権限証書をなかなか発行しなかった。あるNGOは、政府が先住民集団のために37のコミュニティ用地の所有権を登録するのに11年かかったことを明らかにした。

児童

出生登録：内務省（**Ministry of Interior**）が出生登録制度を差別的でない方法で管理している。国民が出生登録の重要性を十分に認識しておらず、地方自治体に汚職が存在している状況を主な理由として、全ての出生が直ちに登録されているわけではなかった。少数民族と無国籍者の児童が登録される可能性は不釣り合いなほどに低い。

出生の未登録は公共サービスが受けられないという結果をもたらす。権利を剥奪されたコミュニティのために活動するNGOの報告によると、当局は出生が登録されていない児童に対して、教育や医療サービスの提供を拒否するが多い。こうした児童は成人した後も就職できず、財産を所有できず、投票権を得られず、司法制度を利用できないことが多いとNGOは語っている。

児童虐待：児童虐待を禁じる法律はあるが、依然として一般的に行なわれている状況であった。両親、特に父親が子どもをしつけるのに暴力を用いることは現在でも文化的に認められていた。2022年カンボジア国勢調査報告書によると、300万人を超える1～14歳の児童は家庭内で身体的又は精神的暴力を経験していた。児童虐待を禁じる法律は、文化的に受容されている状況を理由として選択的に執行された。この法律は一般に、加害者が賄賂を支払えない場合、あるいは犯罪に政府当局者が関与していない場合に限り、執行されるにすぎなかった。

児童婚、早婚及び強制婚：結婚の法定最低年齢は男性が20歳、女性は18歳である。ただし、女性が18歳未満で妊娠した場合、男女の両親の同意があれば、法定最低年齢に達する前に結婚することができる。政府は、この法律を事実上執行しなかった。市民社会団体の国際ネットワーク「ガールズ・ノット・ブライド（**Girls Not Brides**）」によると、カンボジア居住者の19パーセントは18歳未満、2パーセントは15歳未満でそれぞれ結婚している。ある国内NGOは、中国人との強制結婚（その

後、中国に転居)の事案を2023年上期中に7件記録した。

児童の性的搾取：15歳未満の者との性交は違法であり、法律は児童を対象とした商業的な政敵搾取と児童ポルノの制作又は所持を禁じている。当局は届出に対応し、法律の執行に努めたが、児童の性的搾取は一般的に行なわれていた。政府は性的人身売買の児童被害者を特定し、救出するために売春宿の強制捜査を継続しているが、児童の性的人身売買の大半は秘密裡に行われており、ビア・ガーデン、マッサージ・パーラー、美容室、カラオケ・バー、その他の小売りスペースや非商業的な場所で起きているか、あるいはオンラインで手配された。警察は売春宿で行われている児童の性的人身売買や被害者又はその家族が直接苦情を申し立てた事案については調査しているが、例えばオンラインでの性的搾取に関わる事案など、比較的複雑な事案については概して追求しなかった。政府は「ケースバイケース」で判事が承認した潜入捜査手法を用いていると語ったが、どの程度頻繁にこの手法を用いているかについては、その詳細情報を明らかにしなかった。

カンボジアは依然として児童買春ツーリズムの目的地となっている。政府は児童の性的搾取の罪に関して、買春目的の観光客と国民の両方を起訴している。

反ユダヤ政策

外国人ユダヤ教徒の小規模なコミュニティが首都プノンペンにある。反ユダヤ主義的な事件に関する報告はなかった。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書」

(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照。

臓器の強制摘出

[2023年]7月、カンボジア警察とインドネシア警察はプノンペンの軍病院「プリ

ア・ケト・メリア病院（Preah Keto Mealea Hospital）」で行われていた人身売買業者による違法な臓器取引疑惑を捜査しているとメディアが報じた。人身売買業者は122人のインドネシア人を同病院に送り込み、その腎臓を摘出して売却したと伝えられている。被害者には9,000ドルが提供された。インドネシア警察はこの事件でカンボジア国内での3人を含む12人を逮捕した。

性的指向、性同一性若しくはジェンダー表現、又は性的特徴に基づく暴力行為、犯罪化その他の虐待

犯罪化：成人間で行われる同意に基づく同性間の性行為を犯罪とする法律はない。

暴力及び嫌がらせ：レズビアン（lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（gay：男性同性愛者）、バイセクシャル（bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（transgender：身体的な性別と自認する性別が一致しない者）、クィア（queer：従来の枠組みに当てはまらない多様な性的指向を持つ者）又はインターセックス（intersex：性分化疾患患者）（それぞれの頭文字を並べて集合的にLGBTQI+という）を標的にした国家又は非国家機関の暴力に関する報告はなかった。憎悪犯罪に対処する法律はない。LGBTQI+の人々を標的にした偏見に基づく犯罪を起訴する際の一助となる刑事司法メカニズムは存在していない。社会的烙印又は威嚇が事件の届出を妨げている可能性がある。

差別：性的指向、性同一性及びジェンダー表現又は性的特徴に基づく差別を禁じる法律はなく、LGBTQI+コミュニティに属する人々を差別する者に対する制裁措置はなかった。市民社会の擁護者とLGBTQI+コミュニティのメンバーであると自認する著名人は、政府と社会から概して容認されている。LGBTQI+の人々は雇用差別と排斥を経験することがあった。擁護団体によると、差別は農村部でより一般的に行なわれていた。LGBTQI+の人々は娯楽部門や性風俗産業で働く際に差別を時々受けた。

[2023年]8月、当時のフン・セン首相は同性結婚が合法化されることはないと発表し、HIV感染を国内で広めたとしてLGBTQI+コミュニティを非難した。

法的な性別認定：政府は、性別表示を個人の性同一性に合わせることを目的として法律文書に変更を加えることを認めていない。政府文書に関して、ノンバイナリー（男性・女性のどちらでもない）又はインターセックスという表示を選択する権利はなかった。

非自発的又は強制的な医学的/心理学的行為：いわゆる非自発的なコンバージョン・セラピー（性的指向を異性愛に転向させることを目的とした療法）又はインターセックスの幼児に対して性器手術が行われたという報告はなかった。これらの慣行を禁じる法律はなかった。

表現、結社及び平和的な集会の自由に対する制限：NGOはLGBTQI+の個人又は集団に対するこのような制限を特に報告していないが、差別禁止法が存在していないため、表現や結社の自由が制限されている可能性が高いと指摘した。

障害者

障害者は教育、医療サービス、公共建造物又は交通機関を他者と同じ立場で利用することができなかった。法律は身体的又は知的障害がある者を雇用などで差別し、軽視し、搾取し又は見捨てる行為を禁じているが、事実上執行されていなかった。また、法律は障害者向けの交通の便には明示的に対処していなかった。

障害者は、技能職への就労などに際して深刻な社会的差別に直面した。軽度の身体障害がある児童は普通学校に通学している。より深刻な障害がある児童はNGOが支援するプノンペンの特設学校に通学している。政府はより重い障害がある学生向けには教育を提供しておらず、そのような教育を提供する学校をプノンペン以外で利用することはできなかった。ある国内NGOの報告によると、国内全体の就学率が80パーセントを超えているのと比較して、障害児の60パーセント以上は通学していなかった。障害者の投票する権利又は市民活動に参加する権利に関する法律上の制限は全くないものの、政府は障害者を市民活動に携われるようにするための協調的な取組を行わなかった。

施設に収容された児童：政府は居住施設に収容されている障害児童（名目的には成人用となっている精神病施設、公的介護施設、孤児院及び養護施設に収容されている障

害児童を含む）向けの政策を有していなかった。政府は、より広範な代替的介護政策を幾つか有してはいるものの、居住看護施設を適切に追跡し、監視しておらず、監視団体は民営孤児院の多くは不適切に運営されており、外国人からの寄付金を集めるために孤児を装った児童が居住していると断言した。

第7節 労働者の権利

A. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、民間部門の労働者が自らの選択に基づいて労働組合を結成し、加入する権利、団体交渉を行う権利及びストライキを実行する権利を大まかに定めている。ただし、法律は特定の区分に属する労働者を労働組合加入対象者から除外し、組織化の権利に大きな制限を課し、ストライキ権を制限し、組合内部の問題に対する政府の介入を容易にし、政府及び第三者による労働組合の解散要求を認め、不公平な労働慣行を導入している雇用主に対して軽微な刑罰しか科していない。政府は労働組合と労働権を保護する法律を事実上執行しなかった。従業員を雇用し、解雇する際に行う反組合差別に科される刑罰は、他の種類の差別に科される刑罰と釣り合っていた。刑罰が違反者に適用されることは稀であった。労働組合の指導者は反組合差別に対して苦情を申し立てる法的権利を有しているが、**[2023年]**7月現在、労働・職業訓練省（**Ministry of Labor and Vocational Training**）（労働省）は刑罰又は科料に至った違反事例が全くなかったと報告している。

公務員、教師、国営企業の従業員、銀行、医療及び非公式部門の労働者は、労働組合ではなく「協会」を結成することだけができただけであった。この協会は労働組合が結成された職業ほど多くの保護を労働者に提供しなかった。また、法律は非識字者の労働者が労働組合の指導的立場に就くことを禁じている。未登録の労働組合は違法であった。

労働組合の指導者は、組合を結成する際に様々な困難を経験したと報告している。ある状況においては、労働組合を登録するために必要不可欠な文書を雇用主と地方自治体職員が提供しなかった。他の事案では、州レベルの労働当局職員が**30日間**の申請サイクルの後半になって些細な誤りを理由に追加資料や再提出を求めることに

より、登録申請を無期限に引き延ばしたと伝えられている（ただし、この慣行は特に縫製及び履物部門の労働組合に関して、減少していることが事例証拠により示唆されている）。一部の雇用主は、選出された労働組合職員を労働組合が正式に登録される前に解雇するために長々とした登録手続を利用し、こうした労働組合職員が組合幹部の役割を果たせないようにし、そうすることで更に登録プロセスを長引かせた。一部の銀行は未登録の労働組合に口座を提供することを拒否し、労働組合が法的認定を受ける（法的認定を受けるためには銀行口座を必要とする）のを妨げたと伝えられている。適用される規程や規則についての認識が不十分なため、地方の一部の労働組合は組合を結成するのに数か月又は数年かかったと報告している。

労働組合は、（カンボジア開発評議会（**Council for Development of Cambodia**）の監督下にある）カンボジア特別経済区委員会（**Cambodia Special Economic Zone Board**）の権限下で運営されており、様々な規程や規則の適用を免除されている経済特区（**Special Economic Zones : SEZs**）内で結成する際に重大な課題に遭遇した。雇用主は当局と連携して特定の**SEZs**で労働組合が組織されるのを阻止したと伝えられている。また、会社は労働組合活動をしているという理由で労働者を解雇し、その解雇による影響は受けなかった。一部の政府関係者が示唆したところによると、政府職員が運営する**SEZs**で独立系労働組合は歓迎されなかった。親政府系労働組合のみがこれらの地区での存在を認められていた。工場オーナーの多くは短期契約を利用して従業員を雇用した。労働組合職員によると、この短期契約によって会社は契約を更新することなく期限満了を待つことによって労働組合の組織者を排除できるようになる。世界的需要が落ち込んだため、**2023年**を通じておよそ**500**の工場が閉鎖や操業停止という事態に陥ったが、労働組合活動家は、一部の工場オーナーがその工場を閉鎖し、労働組合の活動を終了させ、高齢化する労働者を解雇することで初めて工場の業績が回復し、その後、より若く、労働組合を結成せず、賃金がより低い従業員を用いて新たな操業を開始した状況について説明した。

労働者はストライキを実行する権利を享受しているが、それを実行するための法的要件は煩雑であった。法律の規定により、労働者は幾つかの要件を満たして初めてストライキを実行することができる。この要件には、労働組合を首尾よく登録すること、他の紛争解決方法（和解、調停及び仲裁）を網羅すること、労働争議が発生してから**60**日間の待機期間が経過すること、無記名投票を実施し、その投票で労働組合員の絶対多数がストライキを支持しなければならないこと、ストライキ実行日

の7日前に雇用主と労働省へ通知を与えることが含まれる。ストライキ実行者は、地方自治体が公共の秩序にとって有害であると解釈する行動に従事した場合、刑事責任を問われる可能性がある。

2023年を通じて、当局は独立系労働組合による集会とストライキの要求を、社会の秩序と安全性に対する懸念を理由に数度却下した。一部の稀な事案においては、許可が与えられたものの、労働組合はデモ行進やパレードを認められず、限られた数の人数で工場が所在する地域の外れで集会を開く手配をするよう命じられた。

労働者が「違法な」ストライキを組織し、又はそれに参加した後で偽りの理由により解雇されたという報告が複数あった。しかし、ストライキへの参加自体は解雇理由として法的に認められていないため、雇用主は解雇理由としては薄弱なその他の理由を挙げるが多かった。その他、雇用主がストライキに参加した労働組合活動家の短期契約を更新しない場合もあれば、労働組合員やストライキ実行者に対し、補償金を受け取って退職するよう圧力をかけることもあった。

[2023年]5月、裁判所は国内最大のカジノ「ナガワールド（NagaWorld）」の労働組合代表であるChhim Sithar氏に「扇動」の罪で懲役2年の刑の判決、他の労働組合員8人に同じ扇動罪で司法監視（18か月）又は執行猶予（12か月）の判決をそれぞれ下した。この判決は、2021年12月にナガワールドの労働組合員が裁判所命令に違反してストライキを実行した後で下された。

ナガワールドの労働組合員によると、2022年にストライキ実行者がナガワールドの警備員や警察と激しく衝突した際、少なくとも25人が負傷したが、政府はこの事件を捜査しなかった。

国際労働機関（ILO）の基準適用に関する6月委員会（June Committee on the Application of Standards）は、カンボジア政府がストライキに参加した人々を起訴し、処罰する（収監中の強制労働を含む）ために引き続き法律を利用している状況について「深い遺憾の意を表明した」。カンボジア労働組合連盟（Cambodia Labor Union Federation）のアス・ソーン（Ath Thorn）代表は、2022年に行われたストライキと抗議行動の数は40件未満であり、これは5年前

のおよそ**400**件から大幅に減少していると報告した。この現象に関して、労働省職員は政府が労働条件と福利厚生の上昇に成功した証拠であると解釈し、最低賃金の引上げやボーナスの支給、長期休暇中の旅行の促進などの措置を引き合いに出した。しかしながら、労働組合指導者らは、ストライキとデモ活動が減少したのは、それらの権利を行使する労働者の能力に対する当局の制限が強まっていることを反映していると語った。**2023**年を通じて実行されたストライキの大半は、工場閉鎖による賃金の未払や諸手当の支給拒否に対応するものだった。

集団労働争議において労働者を代表する小規模組合の能力が高まっているという報告があった。**[2023年]6**月現在、独立した代替的紛争解決メカニズムである仲裁評議会（**Arbitration Council**）は、**16**件の労働争議を審理したが、昨年の同期間における審理件数は**36**件であった。同評議会の職員は、この減少の原因が「集団」労働争議ではなく「個人」の労働問題として分類される事案が多くなっている状況にあると考えている。こうした個人の労働争議は同評議会に付託する事案として不適格だからである。「個人」の労働争議は、公平でも透明でもない裁判所に提訴することができた。労働問題に特化した裁判所はない。

B. 強制労働の禁止

米国国務省の「人身売買に関する報告書」（年報）
（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）を参照。

C. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢制限

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果（*Findings on the Worst Forms of Child Labor*）」
（<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings/>）を参照。

D. 差別（第 6 節を参照）

E. 受入れ可能な労働条件

賃金・労働時間に関する法律：最低賃金は、縫製、履物及び繊維産業のみを対象としている。最低賃金は公式な貧困水準を上回っていた。しかしながら、労働組合員が語ったところによると、労働者は増大する生活費に対処するために月平均で最低賃金の**200**ドルを大きく上回るおよそ**300**ドルを必要としている。

法律は**1**週間の合法的な標準労働時間を**48**時間とし、**1**日の労働時間は**8**時間を超えてはならないと規定している。また、法律は夜間業務の賃金を日中業務の賃金の**130**パーセント、時間外労働の賃金を**150**パーセント、時間外労働が夜間、日曜日又は祝祭日に発生した場合は**200**パーセントと定めている。従業員は**1**日当たり最大**2**時間まで時間外労働を行うことができる。法律は、時間外労働は全て自主的でなければならないとし、年次有給休暇を定めている。海上及び航空輸送部門の労働者は社会保障及び年金の受給資格がなく、法律に定める労働時間の制限の対象外となっている。

労働者と労働団体は、定期契約及び短期契約（国内では有期契約として知られている）が増加しているため、特に縫製部門の企業は賃金その他の要件を回避できるようになっているとして懸念を提起している。また、有期契約により、雇用主は契約を更新しないことで妊娠中の女性を比較的自由に解雇できる状況になっている。法律はそのような契約の期間を最長**2**年に制限しているが、ごく最近の指令により雇用主はこの期間を最長**4**年まで延長できるようになっている。仲裁評議会

（**Arbitration Council**）と国際労働機関（**ILO**）はこの法解釈に異議を唱えており、**24**か月が経過した後に永続的な「無期限契約」を従業員に提示しなければならないと指摘している。輸出用製品を生産している工場では、強制残業が依然として問題となっていた。労働組合と労働者は、一部の工場管理者が時間外労働を拒否した労働者を解雇したと報告している。労働者の報告によると、時間外労働はしばしば度を超えており、強制的な場合もあった。また、法律により**1**日の労働時間は時間外労働を含めて**10**時間に制限されているにもかかわらず、雇用主は**12**時間の労働を強制していると多くの労働者が不満を漏らしている。労働者は残業を拒否した場

合、解雇、罰金又は特別手当の不払に直面することが多い。

労働安全・衛生基準：法律により、職場の健康及び安全基準は労働者の福利を提供する上で十分なものでなければならない。労働安全・衛生（**occupational safety and health : OSH**）の遵守は、特に縫製部門で引き続き問題となっていた。これは主に不適切な企業方針、手続、及び明確に定義されていない監督者の任務と責任に起因していた。労働組合によると、一部の縫製工場は**OSH**基準に従っては建築されていない建物を占有しており、労働者を密閉された蒸し暑く、不衛生な職場環境に晒していた。

数人の労働代表者は、縫製産業における**OSH**の懸念について広範囲に及ぶ報告をしたことに加え、建設現場や煉瓦炉で働く労働者は**OSH**規則に関する知識がほとんどないと語り、さらに、労働者を怪我や病気から守るための制度や規則違反の報告を可能にするような制度も整備されていないと指摘した。

労働省の職員は**OSH**の問題が解決されていないことを認めたが、政府は危険な状況を特定し、**OSH**に関する労働者の苦情に対応する同省の能力を高めることにより、積極的にこれらの問題に対処するために積極的な活動を行っていると主張した。同省はこうした取組の結果、工場で気絶する労働者の数が減少していると述べた。国家社会保障基金（**National Social Security Fund**）の職員によると、**[2023年]6月**時点で気絶事案は**1件**（被害者は**11人**）しか報告されていない。**2022年**には、合計で**266人**の労働者が被害を受けた**8件**の気絶事案が発生した。法律により、労働者は自らの雇用を危うくすることなく、危険な状況から身を遠ざけることができた。

賃金、労働時間及び労働安全・衛生に関する法律の執行：政府は最低賃金、時間外労働及び**OSH**に関する法律を事実上執行しなかった。労働省の検査官は予告なしの抜き打ち検査を実施することを認められていたが、現地の警察と当局へは常に事前通知を行った。輸出用縫製産業を除き、労働時間規則はたとえ執行される場合でも稀であった。

OSH違反に対する刑罰が科されることは稀であり、違反を抑止するには不十分であった。最低賃金法違反に対する刑罰（**6日以上1か月以内の懲役**）と時間外労働法違

反に対する刑罰（実勢日給の**31～60**倍に相当する罰金）は、詐欺など他の犯罪に科される刑罰よりも軽かった。

政府による建設作業現場の検査は不十分であった。政府は法令遵守を執行するのに十分な数の検査官を有していなかった。しかしながら、検査官は「司法警察」と同じ地位にあり、労働法違反で逮捕し、刑事訴訟を提起することができた。

ごく最近の推定値によると、国内労働力のおよそ**85**パーセントが非公式部門で雇用されていた。**[2023年]6**月現在、およそ**330**万人の労働者が国家社会保障基金に登録しているが、非公式部門はこの**5.5**パーセントを占めていた。労働省の検査官は非公式部門の職場を検査することができたが、未登録の従業員を探し出し、接触することは困難であったため、検査は同省が苦情を受理した際に行われるのが通常であった。そのような検査の規模又は範囲に関する情報は知られていなかった。